

補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

注 □にレを付けること。

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：太田市下水道事業等会計

事業名	公共下水道、農業集落排水施設、特定地域生活排水処理施設（下水道事業）		
事業開始年月日	昭和41年5月19日	地方公営企業法の適用・非適用	<input checked="" type="checkbox"/> 適用 <input type="checkbox"/> 非適用
団体名*	太田市	職員数* (H20. 4. 1現在)	41
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記入すること。

2 財政指標等

資本費	237円（18年度）	公営企業債現在高（百万円）	33,074（19年度）
累積欠損金（百万円）	（年度）	利益剰余金又は積立金（百万円）	0（19年度）
不良債務（百万円）	（年度）	財政力指数*	0.995（18年度）
資金不足比率（%）	（年度）	実質公債費比率*（%）	14.4（19年度）
		経常収支比率*（%）	92.8（18年度）

注1 資本費については、平成17年度又は平成18年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成18年度又は平成19年度の数値を、経常収支比率については、平成17年度又は平成18年度の数値をそれぞれ記入することとし、これら以外の数値については、直近の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告数値を記入すること。

なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合はその構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記入すること。）。

2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないように留意すること。

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 該当なし
〔合併期日：平成17年3月28日 合併前市町村：太田市、尾島町、新田町、藪塚本町〕

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 □にレを付けた上で内容を記入すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	太田市下水道事業等会計健全化計画
計画期間	平成20年度～平成24年度
計画策定責任者	太田市長 清水 聖義
既存計画との関係	太田市行政改革大綱
公表の方法等	広報、上下水道局ホームページ、議会に説明を行う
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経営の効率化及び合理化</li> <li>・ 財務内容の健全化</li> <li>・ 効率的な下水道の整備及び普及率の向上</li> </ul>

注 計画期間については、原則として平成20年度から24年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	439.9	2,448.7	204.7	3,093.1
	補償金免除額	77.3	700.9	32.7	810.7
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	(283.2)	(630.2)	(85.7)	(999.0)

注1 旧簡易生命保険資金・公営企業金融公庫資金に係る公営企業経営健全化計画を作成する場合には「旧資金運用部資金」欄を空欄とし、旧資金運用部資金に係る公営企業経営健全化計画を作成する場合には「旧簡易生命保険資金」欄及び「公営企業金融公庫資金」欄は、それぞれ平成20年度に承認された公営企業経営健全化計画に計上された額を参考値として（ ）書きで記入すること（以下、6において同じ。）。

2 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

3 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること。

6 平成20年度以降各期における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	下水道事業	439,827	2,448,616	204,645	3,093,088
合 計 (A)		439,827	2,448,616	204,645	3,093,088
※ 上 記 の う ち 一 般 会 計 負 担 分 (再掲)					
合 計 (B)		439,827	2,448,616	204,645	3,093,088
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
※ 上 記 の う ち 一 般 会 計 負 担 分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債	下水道事業	(283,157)	(630,115)	(85,686)	(998,958)
合 計 (A)		(283,157)	(630,115)	(85,686)	(998,958)
※ 上 記 の う ち 一 般 会 計 負 担 分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		(283,157)	(630,115)	(85,686)	(998,958)

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

3 「※上記のうち一般会計負担分」は、繰上償還等に基づく公営企業債に対する一般会計繰入金を記入する趣旨ではないこと。従って、例えば、下水道事業において一般会計が負担する雨水処理に係るもの等は含まないものであること。

## II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>平成17年3月28日に4市町村が合併して、人口20万人の新「太田市」が誕生し、平成19年4月1日から特例市に移行しました。</p> <p>平成19年3月新生太田総合計画を作成し、その計画に基づき、施策を実施してまいります。</p> <p>本市では、平成18年度の下水道の普及率は、28.5%で、国や県の平均普及率よりも著しく低く、普及率の向上に積極的に努めていかなければなりません。</p> <p>また、施設については、老朽施設を計画的に更新し、施設の効率的な維持管理に努めます。</p> <p>また、総支出に占める、元利償還金は、32.7%となり、今後その償還額は、毎年増加していきます、その大部分は、一般会計よりの繰入金でまかなっていることもあり、今後も厳しい財政運営が予想されます。</p>
経 営 課 題	<p>課 題 ① 下水道料金の見直し</p> <p>公共下水道料金は、85円/m<sup>3</sup>で、農業集落排水の使用料は101円/m<sup>3</sup>であること、また、公共下水道料金については、平成10年より料金改正を行っていないことにより、平成22年度目途に101円/m<sup>3</sup>に改正予定。</p>
	<p>課 題 ② 有収水量の増加</p> <p>平成18年7月に流域新田処理区が供用開始となり、随時範囲を拡大しておりますが、重点的にこの区域の接続率の向上を図り、有収水量の増加に努めます。</p>
	<p>課 題 ③ 維持管理費の抑制</p> <p>今後、流量等の増加がみこまれるが、施設の維持管理については大部分を業務委託により行っており、長期継続契約（3年間）の委託方式により、経費節減に努めております。</p>
	<p>課 題 ④ 定員管理の適正化</p> <p>平成17年3月28日の合併時47人職員数を、10人削減し、平成17年7月1日には37人の職員数にし、平成18年度より普及率等向上のため、4名増員し41人の職員数で事業を行っており、今後も普及率等の向上を図るなかで、職員減に、努力していきます。</p>
	<p>課 題 ⑤ 公債費の健全化</p> <p>過去に借り入れた企業債の元金償還が開始され、企業債現在高が年々増加傾向にあります。起債額をなるべく圧縮し経営の健全化を図る。</p>
留 意 事 項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。





## (3) 経営指標等

(単位:%)

	平成15年度 (計画前5年度) (決算)	平成16年度 (計画前4年度) (決算)	平成17年度 (計画前3年度) (決算)	平成18年度 (計画前々年度) (決算)	平成19年度 (計画前年度) (決算見込)	平成20年度 (計画初年度)	平成21年度 (計画第2年度)	平成22年度 (計画第3年度)	平成23年度 (計画第4年度)	平成24年度 (計画第5年度)	
資金不足比率 (%) (再掲)											
料金回収率※ (%)	31	34	30	40	41	43	42	50	50	50	
総収支比率(法適用) (%)	76	80	90	71	72	69	68	74	75	75	
経常収支比率(法適用) (%)	76	80	90	71	72	69	68	74	75	75	
営業収支比率(法適用) (%)	51	54	49	43	44	43	45	52	53	53	
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)											
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)											
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用) (%) (再掲)											
繰入金比率	収益的収入分 (%)	64	66	69	63	64	63	60	56	55	55
	うち基準内繰入金 (%)	15	13	11	48	29	31	29	27	27	27
	うち基準外繰入金 (%)	49	53	58	15	35	32	31	29	28	28
	うち料金収入に計上すべき繰入等 (%)										
	うち赤字補てん的なもの (%)										
	資本的収入分 (%)	26	28	27	36	48	36	30	30	30	33
	うち基準内繰入金 (%)	7	8	9	20	25	18	15	15	15	16
	うち基準外繰入金 (%)	19	20	18	16	23	18	15	15	15	17
うち赤字補てん的なもの (%)											

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

## (1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

## (2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

## (3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

## (4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100

## (5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

## (6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

## (7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100

## (8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

## 2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあつては使用料回収率)について記入すること。

## (1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m<sup>3</sup>) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m<sup>3</sup>) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)  
但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

## (2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	公共下水道使用料については、数次の使用料改定を行い平成10年度より現行の85円/㎡になっているが、農業集落排水では現在、101円/㎡となっている。平成18年7月に流域新田処理区が供用開始され2年が経過した。合併協議会では、使用料について、「合併時の供用開始は、太田市のみであり、太田市に統一されるが、新田処理区の供用開始に伴い料金体系も含め、条例等の整備が必要となる」となっております。2年後の平成22年度を目安に公共下水道の料金を、101円/㎡に改正して、下水道料金を統一料金とし、使用料の増収を見込んでおります。また、その後は5年を目途に経営状況に即した料金改定を検討予定。
2 他会計繰入金の見込み	一般会計においても財政的に厳しい状況にあり、今後も増額は、見込めない状況です。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	処理場の建設は終了しており、大規模な投資予定はない。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	新田処理区の接続率の向上による有収水量の増加。 包括的業務委託による職員数の減。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

#### IV 経営健全化に関する施策

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地方公務員の職員数の純減の状況</li> <li>○ 給与のあり方               <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方</li> <li>◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方</li> <li>◇ 退職時特昇等退職手当のあり方</li> <li>◇ 福利厚生事業のあり方</li> </ul> </li> </ul>	課題 4	包括的業務委託の推進により、職員数の削減を図る。  平成17年3月28日の合併時47人の職員数を、平成17年7月1日の人事異動で10人削減、37人の職員数にし、普及率向上のため、4名増員し、41人の職員数で事業を行っているが、各施設の維持管理委託を長期継続契約(3年)で行っている契約が終了し次第、包括的民間委託を進めることにより人件費総額の縮減に取り組みます。  一般会計部局にあわせ給与の見直しを行う。  ・国同様の給与構造改革を推進するため、国に準拠してH19.4.1給料表を改正。 ・地域手当は、支給地域として国に準拠した割合で支給。  技能労務職員はいない。  勸奨退職を除く退職者特別昇給制度を平成16年度で廃止したが、勸奨退職時の特別昇給についても平成21年度で廃止する。  群馬県市町村職員共済組合の事業主負担割合は、組合員掛金と50:50であり、他の健康保険制度と比較しても適正であると考えている。また職員互助会としての太田市職員共済会に対する交付金についても、条例等の基準により適正かつ効果的に交付している。
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組</li> <li>○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用</li> </ul>	課題 3	各施設については、業務委託を実施しているが、包括的業務委託方式により経費の縮減を図る。  平成18年7月に供用開始した、流域関連処理施設の流量の増加が見込まれるが、包括的業務委託により可能な限りの抑制を図る。  



#### IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保	課題 1	平成22年を目的に、公共下水道料金の見直し。 公共下水道使用料は、85円/㎡で、農業集落排水の使用料は、101円/㎡であるので、平成22年を目的に公共下水道使用料を、101円/㎡に改正予定。また、その後は、5年を目的に、経営状況に即した料金改定を検討の予定。
○ 料金水準が著しく低い団体にあっては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組		平成22年度を目的に公共料金の改正を行い、その後経営状況等検討し、全国平均の150円/㎡への引き上げの検討する。
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		情報公開、行政評価ともに実施済
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開		下水道等事業等業務報告については、年2回、予算及び決算については、年1回広報誌に掲載。
○ 行政評価の導入		太田市経営方針、環境方針及び情報セキュリティ基本方針を基に、行政評価システム、ISO9001(品質)、ISO14001(環境)及びISO27001(情報セキュリティ)からなる「太田市マネジメントシステム」を構築し、行政サービスの質の向上に努めている。
5 その他	課題 2 課題 5	平成18年7月に流域新田処理区が供用開始となりました。この処理区の重点的な拡大と接続率の向上を図り、有収水量の向上に努めます。 事業量の見直しにより、公債費の縮減に努めます。

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。  
なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	IV(1) 施設の維持管理業務について包括的業務委託等の実施により5年を目途に3名の削減を実施する。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	IV(3) 繰越欠損金なし。 平成22年を目途に使用料の改正予定。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	IV(3) 使用料の改定により、縮減につとめる。
4 その他	IV(5) 平成18年7月に流域新田処理区が供用開始となり、この処理区の重点的な拡大と接続率の向上を図り、有収水量の向上につとめる。 また、事業量の見直しにより、公債費の縮減につとめる。

注1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下(1)から(5)までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

(各事業共通留意事項)

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費(人件費、物件費、維持補修費等)に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化(例:職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等)することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、計画前年度を基準年度として、当該計画期間中の各年度との比較により改善額を算出し計上すること。ただし、当該見直し施策が計画前年度以前(計画前5年度の間に実施したものに限り)から実施しているものであって、当該見直し施策の改善効果が公営企業経営健全化計画の期間中においても継続するものについては、当該継続する改善額を計画期間中の各年度の改善額に計上して差し支えないこと。
5. 4による「改善額」が基準年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目(資産売却益、工事コスト縮減等)については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上し、計画期間内(又は計画前5年間)を通じての改善額しか算出できない項目については、当該計画期間内(又は計画前5年間)を通じた改善額を「計画合計」欄(又は「計画前5年間実績」欄)に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、Ⅳの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中の「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費(退職手当以外の職員給与費)その他改善額を計上することが可能なものの合計(「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計)を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「(参考) 補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額(補償金免除(見込)額)であり、Ⅰの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること(旧簡易生命保険資金・公営企業金融公庫資金の補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画を提出する場合には、当該欄の記入は不要であること。ただし、旧簡易生命保険資金・公営企業金融公庫資金の補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画を提出する地方公共団体のうち、旧資金運用部資金の補償金免除繰上償還を希望する予定の団体にあっては、旧資金運用部資金の補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画を提出する際には当該資金の補償金免除額を上回る経営改善効果を示す必要があるため、計画策定にあたっては予め留意すること。)
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示(留意事項)に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 線上償還に伴う経営改革促進効果 (つづき)

2 年度別目標等  
(5) 下水道事業

区分	目標又は実績	平成15年度 (計画前5年度) (決算)	平成16年度 (計画前4年度) (決算)	平成17年度 (計画前3年度) (決算)	平成18年度 (計画前々年度) (決算)	平成19年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成20年度 (計画初年度)	平成21年度 (計画2年度)	平成22年度 (計画3年度)	平成23年度 (計画4年度)	平成24年度 (計画5年度)	計画合計
収入の確保	① 処理区域内人口(人)	80,171	78,453	79,092	89,010	93,131		94,621	96,763	98,760	100,742	104,241	
	A 増減		△ 1,718	639	9,918	4,121		1,490	2,142	1,997	1,982	3,499	11,110
	水洗便所設置済人口(人)	63,195	66,327	68,332	73,023	77,577	12,960	77,328	79,568	81,457	83,421	85,369	
	B 増減		3,132	2,005	4,691	4,554	14,382	△ 249	2,240	1,889	1,964	1,948	7,792
	水洗化率(%)	78.8	84.5	86.4	82.0	83.3		81.7	82.2	82.5	82.8	81.9	
	C 増減		5.7	1.9	△ 4.4	1.3	4.5	1.6	0.5	0.3	0.3	△ 0.9	1.8
	有収水量(㎡)	6,657,700	7,298,655	7,605,137	8,046,310	8,535,951	1,878,251	8,786,000	9,036,000	9,286,000	9,536,000	9,786,000	1,250,049
	D 増減		640,955	306,482	441,173	489,641		250,049	250,000	250,000	250,000	250,000	
	② 使用料単価(円/㎡) (使用料収入/有収水量)	84.4	85.4	89.9	86.2	86.5		88.3	86.3	99.3	99.6	100.0	
	E 増減		1.0	4.5	△ 3.7	0.3	2.1	1.8	-2.0	13	0.3	0.4	13.5
③ 料金改定率(%) (料金改定実施年度に記入)										14.5			14.5
F 増減													
④ 取納率(%)	81.4	82.2	84.7	84.4	84.3		84.6	85.0	85.4	85.8	86.2		
G 増減		0.8	2.5	△ 0.3	△ 0.1	2.9	0.3	0.4	0.4	0.4	0.4	1.9	
H 増減													
経営の効率化	⑤ 職員1人当たりの営業収益(千円)	15,613	13,255	18,595	16,927	18,902		18,927	19,024	24,263	25,000	25,763	
	増減		△ 2,358	5,340	△ 1,668	1,975		25	97	5,239	737	763	6,861
	職員数(人)	47	47	37	41	41		41	41	38	38	38	
	増減		0	△ 10	4	0		0	0	△ 3	0	0	△ 3
	管理運営費(千円)	2,246,387	2,256,935	2,627,224	2,900,168	3,011,950		3,034,005	3,055,584	3,076,721	3,097,427	3,138,034	
	I 増減		10,548	370,289	272,944	111,782		22,055	21,579	21,137	20,706	40,607	126,084
	⑥ 処理区域内人口1人当たりの管理運営費(千円) (I/A)	28	36	33	33	32		33	34	34	35	35	
	J 増減		8	△ 3	△ 0	△ 1		1	1	0	1	0	3
	汚水処理原価(円/㎡) (汚水処理経費/有収水量)	275	253	298	216	212		208	204	200	200	200	
	K 増減		△ 22	45	△ 82	△ 4		△ 4	△ 4	△ 4	0	0	△ 12
汚水処理原価(維持管理費)(円/㎡) (汚水処理経費(維持管理費)/有収水量)	81	83	101	106	106		105	105	104	104	104		
L 増減		2	18	5	0		△ 1	0	△ 1	0	0	△ 2	
M 増減													
⑦ 使用料回収率(%) (E/K×100)	30.7	33.7	30.2	39.9	40.8		42.5	42.3	49.7	49.8	50		
増減		3.0	△ 3.5	9.7	0.9	10.1	1.7	△ 0.2	7.4	0.1	0.2	9.2	
⑧ 累積欠損金比率(%)													
増減													
⑨ 企業債現在高(百万円)	31,599	32,605	32,909	33,077	33,074		33,673	33,904	34,012	34,107	34,059		
増減													
収入の確保	使用料収入	687	623	688	694	775		776	780	922	950	979	
	改善額					81		82	86	228	256	285	937
	①有収水量の増加					81	81	82	86	105	132	160	565
	②使用料の適正化									123	124	125	372
③取納率の向上													
④その他													
改善額													
経営の効率化	管理運営費	2,246,387	2,256,935	2,627,224	2,900,168	3,011,950		3,034,005	3,055,584	3,076,721	3,097,427	3,138,034	
	うち職員給与と費中の退職手当を除いたもの	347,808	338,157	296,697	314,957	331,523		348,437	332,849	308,494	308,494	308,494	
	改善額							-17	-1	23	23	23	51
	⑤職員給与と費の適正化							0	-17	-1	23	23	51
	維持管理費(上記以外)の適正化												0
	うち職員給与と費中の退職手当												
⑥その他													
改善額													
計画前5年間改善額 合計							81	改善額 合計					988
								(参考) 補償金免除額					810.7

○計画前年度において使用料単価150円/㎡(20㎡当たり3,000円)未満(処理原価が150円/㎡未満の場合は処理原価未満)の事業にあっては、下記に使用料適正化の考え方を記入し、当該適正化による増収額を②に記入すること。  
 ○「経営の効率化」の各年度の「職員数(人)」欄については、地方公営企業決算状況調査表の作成時点(翌年3月31日時点)の職員数を記入すること。  
 ○「収入の確保」その他④の例:未利用地の売却、資産の有効利用(用地等の貸付)、再生水の販売収入など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)  
 ○「経営の効率化」その他⑥の例:建設コストの縮減(上下水共同施工の実施、工法の見直し・技術開発の促進など。建設改良費の抑制は除く。)、電気・機械設備等の計画的修繕による長寿命化など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)

(収入の確保及び経営の効率化に向けた取組みについて)

- 使用料適正化の考え方 使用料改定については、2年を目安に維持管理費等の経営分析をしたなかで、市民に急激な負担にならないように検討し、今後2年を目安に公共下水道を引き上げ、料金の統一を見込んでおります。
- 民間委託の取組状況 施設の維持管理については、現在の維持管理契約(長期継続契約)が切れる2年半後を目安に包括業務委託契約に変更したい。
- その他に記入された項目に関する取組等